

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土^{まち} (保健・医療・福祉)

第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土^{まち}づくり

1. 出会い～子育て

2. 児童福祉

第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土^{まち}づくり

1. 健康増進

2. 地域医療

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土^{まち}づくり

1. 地域福祉

2. 高齢者福祉

3. 障がい者福祉

1. 出会い～子育て

現況と課題

- 全国的に少子化が進む中で、子育てや教育にかかる経済的負担が大きいこと、晩婚化や未婚化の影響もあり少子化に拍車をかけています。
- 結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供や婚活力向上のための関係機関が一体となった総合的な支援の充実が必要です。
- 明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことが、地域の将来を発展させるための大きな原動力となります。すべての家庭が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。
- 子育て支援センター等の充実を図り、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、切れ目のない支援や子育てについて相談しやすい環境づくりが必要です。
- 本町には5か所の公立保育所が設置されていますが、入所園児数は減少傾向にあります。一方で核家族世帯の増加、就労環境の変化などにより多様化する保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図る必要があります。
- 子育て家庭やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りながら、妊娠や出産、子育てしやすい環境づくりが重要です。

施策の体系

1. 出会い～子育て

- (1) 婚活支援活動の推進
- (2) 子どもと母親の健康づくりの推進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 保育サービスの充実

施策展開

(1) 婚活支援活動の推進

施策目標

晩婚化や未婚化の進行が少子化・高齢化に拍車をかけ、人口減少による地域力の低下も課題となっていることから、結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供、各種セミナーの開催やマッチングシステムの活用などによる婚活支援の充実を目指します。

施策方針 1 婚活支援活動の推進

取組内容 ■ 結婚を望む男女に対する支援の充実を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（各年度）
婚活支援からの成婚数	0 組	1 組

(2) 子どもと母親の健康づくりの推進

施策目標

安心して子どもを産み育てる環境を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

施策方針 1 妊娠・出産・子育ての環境づくり

取組内容 ■ 不妊や不育症に対する支援を行い、不妊及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
■ 子育てに関する制度、情報の周知や広報に努めます。

施策方針 2 母子保健の充実

取組内容 ■ 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制により、健やかな妊娠・出産の支援及び産後うつ等の予防や子育て支援に努めます。
■ 妊婦健診や産婦健診、乳幼児健診など各種健診の充実を図り、母体の健康管理及び乳幼児の健やかな成長を支援します。
■ 産後ケアにより、産後の母子の心身の健康を保持するための専門的な支援の充実を図ります。
■ 各種教室等により乳幼児の好ましい食習慣や正しい生活リズムの確立の支援など、乳幼児期からの生活習慣病予防を推進します。
■ 感染症予防のため各種予防接種を実施します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和 7 年）
乳幼児健康診査受診率	96.8%	98.0%

(3) 子育て支援の充実

施策目標

子育て支援センターを拠点とし、子育て世代の交流・育児相談など相談体制の充実、地域ぐるみで子育て支援できる環境づくりに努めます。

施策方針 1	相談・支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て家庭の孤立感や育児不安、育児者の交流や情報交換を図るため、子育て支援センターの機能充実を図ります。 ■ 家庭・児童相談に関する総合的な相談体制の充実を図ります。 ■ 関係機関との連携を強化し、より適切な訪問指導や相談活動を進めます。 ■ 子育てアプリの活用により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。
施策方針 2	子育て世帯への経済的支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出産時及び子育て期の経済的不安の軽減を図るため、出産・育児祝い金等の創設を検討します。 ■ 児童手当や児童扶養手当など給付金制度や貸付金制度の周知や、子ども医療費の負担軽減など、子育て世帯への支援に努めます。
施策方針 3	障がい児の育児相談・支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい児の育児相談・支援の充実を図ります。 ■ 集団保育が可能な障がい児の保育のため、受入環境の整備に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
子育てアプリ「はぐナビ☆やまのうち」登録者数（累計）	60件	120件



（4）保育サービスの充実

施策目標

保護者の就労状況等に応じた保育サービスの拡充を図ります。また、施設整備など安全でより良い保育環境づくりに努めます。

施策方針 1	保育体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常保育の充実を図ります。 ■ 延長保育、一時的保育、休日保育など特別保育の充実を図るとともに、子育て家庭のニーズに対応するサービスの研究に努めます。 ■ 幼児教育、保育無償化の対象者は副食費についても公費で負担し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
施策方針 2	保育施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園の施設管理や老朽施設の改修など良好な保育環境の整備に努めます。
施策方針 3	小学校・子育て支援センターとの連携
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 円滑な就学につながるよう、小学校との情報共有や相互理解など緊密な連携に努めます。 ■ 未就園児への園庭開放や、子育て支援センターとの連携に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
保育園利用者の満足度	90%	94%



2. 児童福祉

現況と課題

- 生活意識の変化、地域での連帯意識の希薄化や核家族化により、子育てに関する不安や悩みをもち孤独感を感じる家庭が増え、ストレスの矛先が子どもに向かうなど、子どもを取り巻く環境が変化してきています。
- 住んでいる地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みづくりと、子どもたちが心身とも健やかに発達できるよう、家庭、保育園、小中学校、地域社会が連携し、健全な成長を見守る地域ネットワークが必要となります。

施策の体系

2. 児童福祉

(1) 子どもの居場所づくり

(2) 児童虐待防止等に関する支援体制づくり

施策展開

(1) 子どもの居場所づくり

施策目標

放課後児童クラブ等における活動や異年齢交流を促進し、子どもの安全な居場所づくりに努め、地域で子どもを守るネットワークづくりの推進を図ります。

施策方針 1	子どもの居場所づくり
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 放課後児童クラブの充実を図り、異年齢集団の中で仲間づくりや社会性を養い、子どもの自立を促進します。■ 子どもたちが安全・安心し利用できる遊び場の確保に努めます。
施策方針 2	子どもの安全対策
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 子どもの安全を守る地域活動などを支援します。■ 保育園での親子交通安全教室の開催などを通じて、幼児期の交通安全意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
放課後児童クラブ利用者数	140人／月平均	145人／月平均

（2）児童虐待防止等に関する支援体制づくり

施策目標

関係機関との連携を強化し、家庭・児童相談体制の充実を図り、児童虐待の早期発見に努め、発生時には迅速かつ適切に対応します。

施策方針 1

要保護児童への支援

取組内容

- 関係機関と連携し家庭・児童に関する相談体制の充実を図ります。
- 児童虐待防止のための広報に努め、早期発見、見守り、再発防止のため、地域や関係機関・団体等との連携を強化します。
- 発生時には正確な情報収集に努め、迅速かつ適切に対応します。



第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

1. 健康増進

現況と課題

- 少子高齢化が進行する中、平均寿命と健康寿命*の差を少なくし、健康寿命を延ばすことが重要となっており、予防・健康づくりの推進が求められています。
そのためには各種健（検）診を受診し、一人ひとりが自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善を図り、病気の予防・重症化予防に努めることが重要です。
- 社会情勢の変化等により家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、こころや体の健康に影響を及ぼしており、個人だけでなく各種機関が連携してこころの健康づくりに取り組む必要があります。
- 健康づくりを推進していくためには、総合的、体系的な予防・保健活動を地域と連携して積極的に取り組む必要があります。

施策の体系

1. 健康増進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進
- (3) こころの健康づくりの推進

施策展開

(1) 健康づくりの推進

施策目標

区や地区公民館及び保健補導員会等と行政が連携し、一人ひとりの健康づくりを支援することで、町民自らの健康意識を高め、健康寿命の延伸に努めます。また、栄養の偏りや食生活の乱れによる生活習慣病を予防するため、食育*を推進します。

施策方針 1

健康づくり事業の推進

取組内容

- 保健補導員会による保健推進活動や関係団体と連携し、健康講座の開催等各地区の健康づくり活動を推進します。
- 各種教室や広報等を通じて健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康ポイント事業の充実等により一人ひとりの健康づくりへの取り組みを支援します。
- 減塩の食環境整備やヘルシーな食事、伝統料理の伝承等、食生活改善推進協議会と連携して食育を推進します。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
健康寿命（平均自立期間） （KDB（国保データベースシステム）より）	男性：80.0 歳 女性：84.5 歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

(2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進

施策目標

各種健（検）診の実施及び保健指導の充実により、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防を推進します。また、感染症予防を推進します。

施策方針 1	生活習慣病予防・重症化予防の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯にわたり生活習慣病予防を推進するため、若い世代から後期高齢者まで特定健康診査*及び健康診査の受診を促進します。 ■健診結果をもとに、保健師、栄養士によるハイリスクアプローチ*及びポピュレーションアプローチ*の充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進します。 ■がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診の受診を促進します。 ■歯周疾患の予防のため、歯周疾患検診の受診を促進します。 ■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、後期高齢者への保健事業の取り組みを充実させ、生活習慣病の重症化予防及び認知症、フレイル*等の予防を推進し、医療費及び介護費用の増加抑制を図ります。
施策方針 2	感染症対策の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■情報提供や予防接種の実施等により感染症予防を推進します。

指 標

指標名	現状値 (H26 ~ H30)	目標値 (R1 ~ R5)
脳血管疾患の年齢調整死亡率 (人口 10 万人当たり)	男性：34.5 女性：13.7	男性：33.5 女性：13.3

(3) こころの健康づくりの推進

施策目標

山ノ内町のいちを支える自殺対策推進計画に基づき、こころの健康づくりの推進及び地域全体で見守ることができる体制の強化を推進します。

施策方針 1	こころの健康づくり体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■講演会や広報等による普及啓発活動や相談体制の充実を図り、こころの病気に関する正しい知識と理解に努めます。 ■県や町、専門医による相談体制の充実やゲートキーパー*の養成を図ります。

指 標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和 7 年)
年間平均自殺者数	1.4 人 (H26 ~ H30 の平均値)	1.0 人未満 (R1 ~ R5 の平均値)

2. 地域医療

現況と課題

- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。また、医師不足など医療を取り巻く厳しい現状は全国的に課題となっています。
- 医療体制については、本町には一般診療所が3か所、歯科診療所が3か所あります。広域医療体制として休日緊急診療所、病院群輪番制*病院、感染症指定医療機関が整備され、一定水準の医療は確保されていますが、疾病構造の変化、人口構成の変化により、地域医療に対する需要も多様化、高度化する傾向にあるため、今後も広域的な連携のもとで、適切な医療の確保が必要となっています。
- 本町の国民健康保険加入者は人口の約30.4%であり、町民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、少子化・高齢化が進む中で、被保険者の高齢化や低所得者層が多いという構造的な問題と、増加する医療費で国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、平成27年5月、国民健康保険法が改正され、都道府県が市町村とともに保険者に位置付けられ、平成30年度からは、長野県が財政運営の責任主体となり財政安定化を図っています。
- 国民健康保険事業の健全化を図るため、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾病の早期発見と予防を推進し、町民の健康保持・国民健康保険制度の正しい理解の普及に努める必要があります。

施策の体系

2. 地域医療

(1) 安心して受診できる環境づくり

(2) 国民健康保険制度の安定運営

施策展開

(1) 安心して受診できる環境づくり

施策目標

医師や看護師等、医療従事者の確保を支援するとともに、町民が必要な時に必要な医療が受けられるよう、地元医師会や関係医療機関、近隣自治体と連携を強化しながら地域医療体制及び救急医療体制の充実を目指します。

施策方針 1	地域医療体制の充実
取組内容	■ 医師確保のための補助支援を実施し、地域医療体制の確保に努めます。
施策方針 2	救急医療体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 休日緊急診療所への支援など関係団体と連携し、休日における第1次救急医療*体制の確保を図ります。 ■ 病院群輪番制病院の運営に対して支援を行い、休日及び夜間における第2次救急医療*体制の確保を図ります。
施策方針 3	広域医療体制の充実
取組内容	■ 北信総合病院など他の医療機関と連携し、広域医療体制の確保に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
医師研究資金貸付者で北信総合病院に勤務した医師数（制度開始からの延人数）	2人	4人

(2) 国民健康保険制度の安定運営

施策目標

特定健康診査*や特定保健指導*の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト*点検や重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図り、増大する医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険税の収納対策を強化し、国民健康保険制度の安定した運営を図ります。

施策方針 1	国民健康保険事業の安定運営
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健康診査・特定保健指導の実施により生活習慣病予防を推進するとともに重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図ります。 ■ 口座振替の勧奨や納付案内の充実、滞納処分の実施等により保険税収納率向上に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
特定健康診査受診率	52.9%	60.0%
特定保健指導実施率	75.1%	80.0%
国民健康保険税収納率（現年課税）	94.2%	96.0%

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

1. 地域福祉

現況と課題

- 少子化・高齢化の進行により、二世帯世帯や三世帯世帯の割合は減少し、夫婦のみの世帯や単身世帯の割合が増加傾向にあり、特に高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者は増加しています。
- 地域社会のつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人も多くなっています。このような中、障がいのある人やない人、子どもから高齢者まで、地域のつながりを強め、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。
- 町民一人ひとりが福祉を自分たちの問題と考え、行政と連携しながら地域で福祉活動が自発的に行われるよう意識の高揚を図っていくことが重要です。
- 本町では、社会福祉法で地域福祉推進の担い手として位置付けられている社会福祉協議会や民生児童委員を中心に活動が行われていますが、今後は更にこれらの施策を充実させるとともに、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと活動ができ、地域住民とのふれあいの中で安心して生活できるような地域づくりを行うため、ボランティア活動の一層の充実が求められます。
- 経済的自立が困難な低所得者に対しては、民生児童委員、福祉事務所及び自立相談支援機関などによる生活相談や指導の充実により、各世帯の実情に合わせた援護や就労促進等の支援が求められています。

施策の体系

1. 地域福祉

- (1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり
- (2) 地域福祉を支える人材育成
- (3) 生活困窮者への自立支援

施策展開

(1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり

施策目標

社会福祉協議会や民生児童委員を中心に、福祉ボランティア等との連携を強化することにより、町民主体の地域福祉活動を推進し、共に支えあう地域福祉社会の形成を目指します。

施策方針 1	地域福祉推進のための連携強化
取組内容	■ 社会福祉協議会や地域福祉活動団体等との連携を強化し、地域のネットワークを活用することにより、福祉活動の推進を図ります。
施策方針 2	地域福祉活動の推進
取組内容	■ 町民や地域が相互に助け合う地域福祉に取り組む団体等の活動支援に努めます。 ■ 自主防災組織、社会福祉協議会及び町の協働による災害時住民支え合いマップを活用することにより、要援護者に対する支援に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
災害時住民支え合いマップ作成地区数	7 地区	15 地区

(2) 地域福祉を支える人材育成

施策目標

民生児童委員や福祉ボランティア等を中心に、地域福祉の担い手となるような人材の育成、資質向上を図ります。また、広報・啓発活動や小中学校等における福祉教育を実施するなど、福祉意識の向上を図ります。

施策方針 1	地域福祉の担い手の育成
取組内容	■ 地域福祉活動のリーダーである民生児童委員の活動や研修活動を支援します。 ■ 地域福祉の担い手となるボランティアの育成や活動支援に努めます。
施策方針 2	福祉意識の向上
取組内容	■ 社会教育や小中学校等との連携により福祉教育の充実を図ります。 ■ 広報・啓発活動を通じて福祉に関する理解と意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
ボランティア登録者延人数	1,037 人	1,200 人

三 (3) 生活困窮者への自立支援

施策目標

生活困窮者に対する相談支援を充実するため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携を強化します。

施策方針 1

生活困窮者への自立支援

取組内容

- 生活保護を必要とする世帯の生活の安定を図るため、自立に向けた支援を行います。
- 自立支援機関と連携し、生活困窮者への総合的な支援を実施します。



2. 高齢者福祉

現況と課題

- わが国の高齢化は、世界に類をみない速度で進んでおり、特に令和7年頃には、団塊世代がすべて高齢期に入り、高齢者人口が更に急増することが予想されています。
- 本町の65歳以上の高齢人口は、令和2年4月1日現在4,929人で高齢化率は40.6%となっており、特に75歳以上の高齢者の占める割合が高く、生活機能の低下が見られる高齢者が増加する傾向にあります。
- 高齢化が進む社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスが高齢者に適切に提供される必要があります。
- 平成18年に介護保険制度が予防重視型へと転換され、平成24年からは「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組み、平成29年からは介護予防・日常生活支援総合事業が実施され、予防事業の再構築がなされました。本町においても制度改正に対応した老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し計画の実現に取り組んでおり、これらの計画に沿った高齢者福祉事業の充実が求められています。
- 高齢者が生きがいをもち自己実現が図れるよう、その豊富な知識や経験を活かした社会参加を促す取り組みが必要です。

施策の体系

2. 高齢者福祉

- (1) 高齢者の生きがいづくり
- (2) 高齢者の生活環境づくり
- (3) 介護予防事業の充実
- (4) 介護保険サービスの充実

施策展開

(1) 高齢者の生きがいづくり

施策目標

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりに努めます。また、高齢者の健康づくりを推進するとともに、就労やボランティア活動など、高齢者が活躍できる機会を創出します。

施策方針 1	高齢者の生きがいづくり
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中高年からの社会参加を促進し、世代間交流や地域交流事業を推進します。 ■ 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援に努めます。 ■ 高齢者がいきいきと生活できる場の提供に努めます。
施策方針 2	高齢者の健康づくりの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康づくりや学習、スポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出します。
施策方針 3	高齢者の活躍機会創出
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が知識や経験を生かし、その意欲や能力に応じた多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営支援に努めます。 ■ 高齢者の社会活動やボランティア連絡協議会などへの参加を支援します。
施策方針 4	高齢者の閉じこもり予防事業
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の閉じこもりを防ぐ交流の場の充実に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
シルバー人材センター登録者数	223人	1,200人



(2) 高齢者の生活環境づくり

施策目標

高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置や家事支援を行うとともに、住宅改修費の助成や住宅確保の支援など高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりを目指します。

施策方針 1	高齢者の日常生活の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者世帯の緊急連絡体制の確立を図ります。 ■ 日常生活における家事支援を行います。
施策方針 2	高齢者の居住環境の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の住宅改修や住宅確保の支援を行います。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
緊急通報装置設置数	29 件	35 件

(3) 介護予防事業の充実

施策目標

介護保険サービスを使っていない高齢者に対して各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できることを目指します。また、要支援1, 2の通所介護・訪問介護事業と介護予防事業を統合した「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

施策方針 1	一般高齢者介護予防事業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康でいきいきとした生活が送れるよう健康づくり事業と連携し、介護予防事業を推進します。
施策方針 2	生活機能の低下がみられる高齢者事業の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活機能の低下がみられる高齢者を早期に把握し、要介護状態にならないよう予防に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率	4.7%	6.0%

(4) 介護保険サービスの充実

施策目標

高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、また重度化しないように介護予防事業の充実を図るとともに、年々増加する介護保険サービス利用希望に対して、介護サービス事業者と連携を図りながら、介護保険サービスの充実を目指します。

また、保険者・地域包括支援センター*を中心に介護サービス事業者等と研修会を開催し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を目指します。

施策方針 1	介護保険サービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 住み慣れた地域で暮らせるよう在宅介護サービスの充実に努めます。■ 介護ニーズに応じた施設整備を図ります。■ 介護サービス事業者への指導監督・ケアマネジメント*研修会等を通じて、サービスの質の向上に努めます。
施策方針 2	地域包括支援センターの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 介護予防ケアマネジメントや総合相談、包括的支援体制など地域包括支援センターの機能充実に努めます。■ 保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら要介護状態とならないよう支援します。
施策方針 3	家族介護者の支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 家族介護者の負担軽減のため在宅福祉サービス*や介護サービス等で支援します。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
要介護認定者の割合	18.1%	20.9%
介護福祉施設等利用者数	173人	185人

3. 障がい者福祉

現況と課題

- 障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・複合化が進み、就労が困難になるなど、障がい者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。しかし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域や家庭で快適に暮らし続けたいと思うものです。
- 障がい者施策は、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に家庭や地域で普通に生活し活動できる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション*」の理念を実現するものです。
障がい者が安全に生活できるまちづくりと、快適に暮らせる生活環境整備が必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり、総合的な施策の推進を一層図っていくことが重要となっています。
- 障がい者スポーツやレクリエーション活動は、障がい者の社会参加の機会であるとともに、町民の理解を高めることが期待されます。今後も障がい者が、いきいきとした生活を送るため、自らの選択によりスポーツ・レクリエーション活動等に主体的に参加できる環境を充実していく必要があります。

施策の体系

3. 障がい者福祉

- (1) 社会参加しやすい環境づくり
- (2) 障がい者の生活支援の充実
- (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

施策展開

(1) 社会参加しやすい環境づくり

施策目標

障がい者地域活動支援センターの運営充実やスポーツ大会の開催など、障がい者の社会参加の機会を創出するとともに、移動支援や手話通訳者の派遣等の各種支援を充実し、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを推進します。

また、各関係機関との連携強化を図るとともに障がい者に対するイベントや福祉講座を開催するなど、障がい者理解のための啓発活動を推進します。

さらに、飯山公共職業安定所や就業支援ワーカー*との連携を図るとともに、事業者に対する障がい特性の理解啓発や就労環境の整備、一人ひとりに合った継続的な就労支援を行い、障がい者の自立を促進します。

施策方針 1

社会参加支援の充実

取組内容

- 障がい者の社会参加・生きがい活動を促進するための支援強化を図ります。
- 障がい者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動などの拡充を図ります。

施策方針 2	障がい理解のための啓発活動の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者に対する理解を深めるためのイベントや研修会の開催など啓発活動に努めます。 ■ 障がい者への差別や虐待防止に関する意識の普及・啓発に努めます。
施策方針 3	障がい者の就労に向けた支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者が就労によって自立し、生きがいをもって暮らしていけるよう雇用・就労支援の充実により、個々の特性に応じた多様な支援に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
障がい者スポーツ大会参加者数	51人	65人

(2) 障がい者の生活支援の充実

施策目標

障がい福祉サービス、医療費の助成等による経済的支援などの充実を図り、障がい者の自立した地域生活を支援します。

施策方針 1	障がい福祉サービスの的確な提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の自立や社会復帰を支援するため、介護給付や訓練等給付などが必要な方に、最適なサービスを提供します。
施策方針 2	地域生活支援事業等の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活用具等の給付や移動支援、相談支援事業を充実します。 ■ 社会生活における居場所としての地域活動支援センター運営を支援します。
施策方針 3	自立支援医療費の助成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の医療費の軽減をするため制度の適正な運用を図ります。
施策方針 4	その他のサービスの充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心身障がい児（者）タイムケア事業*をはじめとする障がい者が生活するうえで必要なサービスや支援の充実に努めます。 ■ 居住環境の充実のため快適に生活できる住宅改修の支援を行います。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地域活動支援センターの1日平均通所者数	8.8人	10.0人

三 (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

施策目標

障がい者や家族に対するきめ細かな相談支援を行います。また、障がい者団体やサークルを育成するなど、障がい者の交流活動を促進します。

施策方針 1	相談支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 障がい者相談支援専門員や地域あんしんコーディネーターによる相談支援の充実を図ります。■ 北信6市町村共同設置による権利擁護センターを通じての相談や支援を図ります。
施策方針 2	障がい者交流活動の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 障がい者団体の育成と交流の場づくりを推進します。

